

建設水道常任委員会

令和元年9月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○木澤 正男	溝部真紀子
齋藤 文夫	中川 靖広	大森恒太郎
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	植村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	三原 進也
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
上下水道課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上田 和弘
同 課 長 補 佐	田口三十士		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、齋藤委員、中川委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）議案第52号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、議案第52号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

上下水道
課長

それでは、末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。

本条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人、以後、成年被後見人等と呼ばせていた

だきますが、の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されましたことから、下水道条例の所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容といたしまして、(1) 代理人の選定条項の改正でございます。下水道条例第22条第1項におきまして、排水設備を設置しなければならない者、又は下水を排除して公共下水道を使用する者は、本町内に居住しないとき、その他町長が必要と認めるときは、法令又はこの条例に定める事項を処理するため、本町内に居住する者のうちから代理人を選定し、これを町長に届け出ることを規定いたしておりますが、第2項におきまして、その代理人の選定制限要件について規定しており、そのうち、第2号に「成年被後見人」、第3号に「被保佐人」と規定しておりますことから、「成年被後見人」及び「被保佐人」を「精神の機能の障害により代理人としての責務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めるものでございます。

2. 施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、議案第52号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、の説明とさせていただきます。何卒、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、(2)陳情第2号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書(国へ)及び大和川流域における治水事業の促進を求める意見書(県へ)それぞれの採択について、を議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。それでは、陳情第2号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書(国へ)及び大和川流域における治水事業の促進を求める意見書(県へ)それぞれの採択について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表を朗読)

議会事務
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。陳情の趣旨は、斑鳩町を含む2市6町で構成される大和川改修促進期成同盟会においては大和川上流域における治水事業の促進に向けて、毎年国や県に対し要望活動をされております。そのようななか、王寺町議会の中川議長より、大和川改修促進期成同盟会を構成する2市6町の各議会で、大和川流域治水事業の早期実現に向け意見書を採択し、国・県に提出するよう当文書において依頼されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお伺いいたします。
木澤委員。

木澤委員

近年ですね、ゲリラ豪雨だったり、大型の台風が直撃をするというようなこともありまして、やはり大和川の治水対策というのは早期に求められ

ると思いますので、こうした構成されている同盟会ですかね、とも連携する意味でも国と県とに意見書をあげるということで、この陳情については採択すべきかなというふうに考えます。

委員長 他にございませんか。
1人ずつ意見のほう。 大森委員。

大森委員 地域でまとまって意見書を出すことは、僕も木澤委員と同様でいいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 同じように採択すべきと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 採択で。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私も同様をお願いします。

委員長 本陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、広域で治水事業の促進を国や県に求めることは重要とのご意見であります。

よって、本陳情については、当委員会として、採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号については、当委員会として採択すべきものと決しましたが、意見書について、発議方法などをどのようにするのか、委員皆さまのご意見をお伺いいたします。 木澤委員。

木澤委員 全委員賛成されておりますので、委員会発議でしていただければと思います。

委員長 国へ、県へ、2つの意見書を、当委員会の発議により提出するのご意見ですので、意見書とりまとめのため、暫時休憩いたします。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長 再開いたします。

委員皆さまのお手元にお配りしている、国機関へ送付する「大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書」、県機関に送付する「大和川流域における治水事業の促進を求める意見書」の2種類の意見書を、国および県へそれぞれ提出すべきとし、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって、国へ、県への2つの意見書を提出いたします。

次に、(3) 陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、を議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長　それでは、陳情第3号　長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務局長　2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情の趣旨は、先般、守谷池南側で有料老人ホーム建設にかかる説明会が開発業者により開催され、このなかで、開発業者に長田町町営住宅駐車場の一部を道路として活用できないか尋ねたところ、斑鳩町の協力が得られなかったと説明があった。近年、龍田北2丁目からの自動車流入が大変多く、天理自動車前からヘアサロン本圓前の町道が特に狭いことから、自動車の行き違いができないなど、車同士の揉め事が頻発していることから、斑鳩町が管理する町営住宅駐車場の一部を道路用地に用途変更されたいというものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長　この本陳情に関しまして、周辺の自治会名等の入った地図を、建設農林課から資料1として提出いただいております。

それでは、委員皆様のご意見をお受けいたします。　木澤委員。

木澤委員　ちょっと先に町のほうにお尋ねしたいんですけども、もともと自治会の方から町に直接協力要請があって、町のほうは、協力が得れなかったとありますけども、町としてはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　町といたしましては、このご要望の道路が町道121号線に接続されたことにより北五番自治会内道路の通行量が減少するものかもしれません

が、町道121号線及び龍田通への通行量が増加するところが懸念される
ところがございます。特に現在は平群町から国道25号線に繋がる168
号が竜田大橋付近や国道25号が混雑することにより、国道168号から
北庄を抜けて緑ヶ丘の住宅地内を抜け、斑鳩中学校前を通り抜ける車が大
変多い状況でございます。こういったことからご要望の道路を接続した場
合、今まで緑ヶ丘の住宅内を抜けて斑鳩中学校前を通り抜けていた車両が
ご要望の道路を設置することで、町道121号線を通り、龍田通りに流入
することが予想されます。また、老人ホームが開設いたしますと、老人ホ
ームの入居者の車や老人ホームに来られる方の車が増えることも予想され
ます。特に、龍田通りにつきましては、国道25号の抜け道となり、近年
通行量が増加していることに対し、交通安全対策等が地域からも求められ
ておりますことから、龍田通りへの更なる車両の流入が増えるかもしれな
い今回の要望に対しては慎重に対応を考えていかなければならないと考
えているところであります。

その中で町といたしましては、町道121号線周辺自治会や流入が予想
される龍田神社周辺自治会に対し、ご要望に対してのご理解が必要である
かと考えているところでございます。

木澤委員 実際に近隣の自治会さんにですね、どういうふうにおっしゃっているか
ということをお聞いているわけではないんですか。

建設農林 町のほうではそういった内容はまだ確認しておりません。
課長

木澤委員 今回、町営駐車場の用地を用途変更してほしいということで、これ出て
きてますけども、そこを町営駐車場として、いま現在使っておられるん
でしょうか。

建設農林 現在道路にしてほしいという要望の場所につきましては、町営駐車場の
課長 6台のスペース分がございます。その6台のうち現在は5台の方が駐車を
している状況でございます。

木澤委員 現在6台あるうち5台分は使っているということですが、ここ、町が用地を協力するということになると、その方たちは使えなくなるということでしょうか。

建設農林課長 現在の5台の方につきましては、全体として48台分のスペースがございまして、現在15台の空きがありますので、そちらのほうに移っていただくということは可能かと思えます。

委員長 中川委員。

中川委員 駐車場を道路に用途変更してほしい、そのかわり開発地の中でその駐車場は確保するって、そこも言っとかなあかんのちゃうん。空いたるさかい使えるやなしに。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 事前にちょっとこのご要望に対しては、町のほうも自治会長さんのほうからお聞きしているところでございまして、その時の話によりますと、開発業者さんが、町の今の駐車場スペースが道路でなくなったとしても代替に開発地内で駐車場を確保するという話は聞いております。自治会長さんから聞いているところでございます。

木澤委員 今回、陳情とともに、資料、地図も添付していただけてますけど、代替で土地を確保するというのは、だいたいどの辺とかは聞いていますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 何度も言いますように、自治会長さんから聞いたお話によりますと、この赤く塗っている、着色している部分が新たに道路を要望されている場所でございます、その北側のすぐ東側に駐車場を確保するという事で聞

いております。

木澤委員　こっちの議案のほうの参考資料としてもらってるほうがわかりやすいと思うんですけど、今、課長おっしゃったのと、開発しようとしている道路に隣接した部分でということで、だいたい理解しておいてよろしいでしょうか。

建設農林課長　この図面によりますと、矢印の起点の東側に「2616」や「FH47」と書いた、このスペースで予定しておると聞いております。

木澤委員　今、町のほうの考え方もお聞きしましたが、実際にこの道路つくったらどうなるのかっていうのですね、やっぱり近隣の自治会さんにも確認をする必要があるのかなというふうに思いますんで、私ちょっと調査をさせていただきたいと思いますんで、今回、この陳情については継続として扱っていただいてですね、ちょっと調査時間をいただければなというふうに思うんですけども。

委員長　他の委員の皆様は意見ございませんでしょうか。　中川委員。

中川委員　さっき、建設農林課長の答弁では、168から抜け道として北庄へ入って法隆寺へ抜ける、その抜け道がこの道路にすることによって、龍田通りに増車というのか、車が増える可能性があるっていうことやねけど。その168からね、通り抜けするのをまず規制してほしい。猫坂の規制も何回も言うてますけども、その抜け道にね、町内の生活道路を危険にさらすっていうのかな、それをどないか考えてほしいというのが1つと、道路つくったから増えるって、道路は車走らるためにつくるねんから、増えたところをどう安全対策するかっていうのは、またそのあとのっていうのか、並行して考えてもろてもええやろけど、生活道路の安全確保もそやし、この陳情書にあるように、車同士がすれ違いできやんと問題何回も起こってる、また本圓さんのあの三叉路、西梶さんと本圓さんの三叉路を介護の車が北

向いて曲がるときに、何回も脱輪して困ってはるのを何回も見てるし、そういうことも考えていただきたいと。

で、私も自治会長さんに聞いたら、町の土地を駐車場減らす代わりにその開発地の中でちゃんと確保する、施工は業者がしてくれる、だから町の負担は何もなしでね、この陳情が成り立つわけやし、防災の面で言ったかて、もしか国道の南が避難所として使えないような、起こってはならないと思いますが、万が一起こったら斑鳩中学校が避難所やねんから、そこへ行くアクセスも考えていただきたい、それは強く要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

木澤委員のおっしゃった継続、表決いつするのか、継続にするのかというふうな話ですけど、それに対して皆様の意見はございませんでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 やはり住民の意見も聞かないと判断できませんし、ですからいったん保留、継続してですね、次回の建設水道常任委員会で採決させていただきたいと。今、住民の意見を聞かないで、いいとも悪いともちょっと私判断つきかねますんで、専門的なものも必要かと思えますんで、そうさせていただきたいというふうに思います。

委員長 本日、採決を行うか、または継続審査とするかについて、さまざまなご意見があるようですけども、そこらへん1人ずつ、そしたら意見聞かさせてもらいたいんですけども。表決を行うか、継続審査とするかについてさまざまな意見、委員皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

木澤委員。

木澤委員 先ほど申しあげましたように、調査のための時間をいただきたいんで、今回は継続審査にさせていただければなと思います。

委員長 大森委員。

大森委員　　ここの自治会だけの問題じゃないと思うんで、各自治会の問題もあると思うんで、継続にしていいただければと思います。

委員長　　溝部委員。

溝部委員　　私も北五番町自治会の、今情報しかないので、周りのことを知っていくためにも、時間がほしいので、継続でお願いしたいです。

委員長　　中川委員。

中川委員　　半数以上の方が継続であるので、継続で結構です。

委員長　　委員皆様のご意見を聞く中では、本陳情については、当委員会として、継続審査とする意見が多くなっておりますので、本陳情書については、委員皆様のご意見をお聞きする中では、陳情者の地区が困っておられる状況はわかるけれども、町営住宅の駐車場が道路となった場合、新たな交通問題が起こる可能性がある、また、陳情者以外の周辺自治会の意向がわからないといったご意見でしたので、このことから、早急に結論を出さず、委員それぞれが、さまざまな住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重審議し、結論を出したいといったところであります。

よって、本陳情書については、当委員会として、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、継続審査とするものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査（１）都市基盤整備事業に関することについてでございます。
都市計画道路の整備について、いかるがパークウェイの整備状況についてご報告をさせていただきます。

前回の委員会におきまして、三室交差点付近の工事及び本線部分の接続につきましては、地下埋設管路の設計の見直し、インフラ事業者等、関係機関との協議等により工事スケジュールに変更が生じている旨報告をさせていただきました。以降、奈良国道事務所では、警察との交差点形状、信号現示、交通処理等の協議やガス事業者との地下埋設管の移設、電気・通信用の電柱等の移設など、インフラ事業者との協議が継続的に行われているというところでございます。また、現地では、町道の迂回路となっております南側側道部分の安全対策や、地下埋設管路の設計変更に影響がない範囲において、先行できる工程から順次工事が行われているところでございます。８月からは、三室交差点に近接する地下のガス管の移設工事にも着手されており、この後、電線共同溝の整備、排水構造物の設置、電柱の移設等の工事を経て、パークウェイ本線部分への交通の転換がなされていくこととなっております。

奈良国道事務所に対しましては、速やかに、工事の計画、整備時期の目途を示されるよう、引き続き申し入れをしているところでございます。しかしながら、現在のところ、本線部分への交通の切換えにつきましては、奈良国道事務所からは、本年１２月末をひとつの目途として、できるだけ工期を短縮できるよう努力したいとお聞きしているところでございます。町といたしましても、できるだけ早期に本線部分の三室交差点に接続されるよう働きかけをしてまいりますとともに、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、県道大和高田斑鳩線から東側の区間についてでございます。

昨年度から同区間につきまして道路の設計のための路線測量作業に国のほうで着手されてきているところでございます。このことにつきまして、去る９月１日に斑鳩町東公民館におきまして、第一地所自治会の皆様に対して、計画説明会が行われ、約４０人のご参加がございました。この中で奈良国道事務所からは、いかるがパークウェイ事業の概要とこれまでの進

捗状況、県道より東側の区間の計画の概要、目標とする環境基準等についてご説明がありました。地元との協議のための道路の設計に向けた、路線測量作業への協力要請もなされたところでございます。

参加された皆さまからは、この辺りの地域は駅に行く、買い物に行くにも近く、安全に通行できる。地域として何もいま現状困ってることはない。現道を整備すればよい。地域の現在の環境を変えることなく、道路を整備する方法を検討されたい等といったご意見がございました。現状では、地域の理解も合意も得られない状況でございまして、現計画での事業実施が難しいということ、国の上部組織にも情報共有され、認識されたいとの意見集約がなされたところでございます。

このように、事業延伸について厳しいご意見をいただいている状況ではございますが、町といたしましても、国とも連携を密にし、協議を重ね、その整備効果、投資効果等を検証しながら、引き続き、地域のご理解、ご協力が得られるよう、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、継続審査（１）都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 県道の東側やなしに、西側、法隆寺線とパークウェイの交差点から県道までの間、服部道がほんまにすれ違いのできない、さっきの陳情書とよう似たもので、ようトラブルになっている、この前も水路に脱輪して子どもさんが泣いてたとか、何べんも目にしているしね、県道までの区間は今どんな状況なんかわかる範囲でお願いします。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備 現在、五百井、興留地域にかかる区間でございますけれども、現在、用

課長 地取得を鋭意取り組まれているところでございまして、その用地進捗率でございまして、当課、町のほうで面積ベースではございまして、算出した数字でございまして約55パーセントの進捗というところでございまして。この中で、この後、用地が進捗してまいりますと、それに並行しまして埋蔵文化財の発掘調査等を経まして、その後の工事着手ということになってこようかというところでございまして。

工事にかかる時期、スケジュール間につきましては、具体的に示されていない状況でございまして、ご理解賜りたいと思います。

中川委員 今、課長、国のしてはる、国の事業ですから、課長に責めるのと違うけど、用地取得に取り組んでいるというけどね、もう何年も前から協議したいという地権者に話進めてくれと私窓口行ってますやん。課長は国に伝えてますということやねけど、それ全然、用地取得に努めてはらへんやん。

その後、なんか国の返事あったんかな。

都市整備課長 すべての地権者の皆様に対応しきれていないという現実は事実でございまして、これにつきましては、町の方から改めて申し入れをさせていただきたいというところでございまして。なお、町といたしましては、この用地取得に関しましては、予算確保がかなり重要なポイントになってこようかというところもございまして、このあたりの働きかけもあわせて行っていきたいというところで考えております

委員長 木澤委員。

木澤委員 報告の中で県道から東側の第一地所自治会の地域ですね、課長からも報告、ざくっといただきましたけども、当日ですね、40名以上の方が参加されて、その中から誰ひとり賛成だという意見でなかったんです。自治会としてもこれまで総意で道路建設については反対をされてきているというところで、今の現計画でですね、このままあそこの地域、第一地所自治会の地域の方に、理解を得ようとしてももう無理だというふうに思うんで

す。当日ですね、国交省から来られた課長さんも、このままこの地域の第一地所自治会の方が、地権者も含めてですけども、反対をした場合に、あの道路はできるんですかという質問が出ましたけども、それに対しては「できません」と、「国のほうも地域住民の意思を無視して強行に進めるようなことはしません」とはっきりおっしゃってました。当自治会からですね、この道路についてきちっと地元が納得できるような代替案もなしに、やはり協議には応じられないということで、その辺も踏まえて、上の方、上層部のほうに、当日の内容について伝えてほしいということで話はあったと思うんです。当日私も当然出席させていただいてましたけども。

だから現計画でですね、このまま進めようとしても、もうできないというのははっきりしていると思うんです。国のほうでも持ち帰って検討しますというふうにおっしゃってましたけども、やはり町のほうも、今の現計画を進めようとするのではなくて、やはり地元住民の声を反映して計画を見直して、町長が進捗推進するという立場やと思いますんで、そここのところを検討しないと。結局この間、40数年間ですね、当初計画をつくってからまだ全然できてないというものですから、同じことをしていてもらちがあかないというふうに思うんです。だからそこは計画を見直すと、国のほうは持ち帰って検討されるでしょうけど、町としてはそれについてどう考えるのか、これは町長にお尋ねしておきたいと思います。

委員長 中西町長。

町長 この件につきましては、以前にも木澤委員の方からも質問いただいております、その時にも答弁させていただいておりますけども、やはり三室地区におきましても、あのような形の中で事業を進めてまいりました。そして、路線自体はその路線で計画入れております。それに合わせて事業計画されておられる方もございます。その中でですね、極端にあの場所から路線を変えるというのはなかなか難しい話ではないかというふうに思っておりますし、私自身、今の状況で進めていく中でも、やはり地域の方のご理解を得ながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

地元の説明の関係等でございますけれども、やはりある程度測量等の協力もしていただく中ですね、図面を提示しながら、またともに協議をさせていただければ、なんとか話はできていくのではないかというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

木澤委員 昨年の夏ごろでしたかね、町の職員も国の職員と一緒に来られて、測量調査に入りたいということで、実際に地権者の方に直接郵送で同意を求める書類を送ってこられましたけど、個々のあれは別ですけども、第一地所の地域の中で、用地測量に協力するという回答があったんでしょうか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 すべての数字を把握しているわけではございませんのでご報告は差し控えたいと思いますが、数軒のご協力はいただいているというような状況でございます。

木澤委員 それは第一地所の地域の中の何パーセントぐらいですか。

都市整備課長 申し訳ございません、数字持ち合わせてございませんので、ご報告は控えさせていただきますと思います。

木澤委員 それは個々の地権者の方の判断なので、別に私のほうからどうこうというつもりはないですけども、ほとんどの方がご協力もされていないというふうに思うんです。当日、国の国交省の職員さんからもですね、まず測量をさせていただいて、計画をつくったのちに賛成か反対かっていう意見をいただきたいということをおっしゃったんですけども、そもそもですね、あそこの地域に自治会を真っ二つに分断するような道路をつくらないでくださいというのが第一地所自治体の総意だということで、毎年文書で関係機関に意志を表示されていると思うんです。ですから、まず測量自体に協力が得られないというところで、このバイパスについては計画が進まない

というふうに思いますので、そのこのところはやっぱりきちっと考えていただきたいと思います。また国のほうはですね、持ち帰ってというふうにおっしゃってましたので、どういう、次ですね、反応を示されるのかはまた注視しておきたいと思いますが、町のほうにおかれましても、やはり地元の意をくんでいただいて、町の姿勢についても今後どうしていくのか、それを検討していただきますように、強く要望しておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選について報告させていただきます。

資料2をお願いいたします。最初に1. 概要でございます。現在の斑鳩町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和2年7月19日で満了となり、次期の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を任命するため、所要の手続きをすすめるものであります。

それでは、2. 委員定数・任期について説明させていただきます。まず(1) 委員定数でございます。委員定数につきましては、斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により農業委員会委員は14名、農地利用最適化推進委員は4名と定められております。

(2) 任期についてでございますが、農業委員会委員の任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項により委員の任期は3年と

なっており、今回の改選では、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの任期となっております。農地利用最適化推進委員の任期につきましては、同じく農業委員会等に関する法律第20条第1項により農業委員会委員の任期満了の日まで在任するとなっております、令和2年7月20日の第1回の農業委員会総会において委員の議決を行い、その後の委嘱式から令和5年7月19日までの任期となります。

次に、3. 農業委員会委員の選出方法についてでございますが、(1) 農業委員会委員につきましては、町議会の同意を要件とする町長の任命制、農業委員会等に関する法律にて、委員の過半を原則として認定農業者とすることや、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れること、女性・青年も積極的に登用することなどが規定されております。また、委員を募集し、応募者が定数を超過した場合には、斑鳩町農業委員候補者評価委員会において、評価項目により採点を行います。評価委員会における評価結果を基に委員を決定いたします。町議会に対し、農業委員会委員の任命に同意を求める議案を提出し町議会において同意後、任命式を開催し委員を任命することとなっております。

次に、農地利用最適化推進委員の選出方法でございます。資料2ページ目をご覧ください。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされており、農地利用最適化推進委員は、各自の担当区域を定めて、新たに担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のための活動を行うこととしております。斑鳩町におきましては町内を2地区に分け、1地区を龍田地区、2地区を法隆寺地区・富郷地区の2地区に分け、各地区に2名の農地利用最適化推進委員を置いております。農業委員会委員との兼任はできず、各地区の応募者が定数を超過した場合には、斑鳩町農地利用最適化推進員評価委員会において、評価項目により採点を行います。評価委員会における評価結果を基に委員を決定いたします。

次に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の選任フローをご覧ください。農業委員の選任の流れは、町長が推薦・公募・評価基準の情報を

整理し公表し、候補者が定数を超えた場合は評価委員会で審議し町長へ報告いたします。その後、町議会の同意を得て町長が任命するという流れになります。一方、農地利用最適化推進委員の選任の流れは、農業委員会が推薦・公募・評価基準等の整理を公表し、候補者が定数を超えた場合は、評価委員会で審議し農業委員会へ報告いたします。その後、農業委員会の議決を経て委嘱するという流れになります。

次の3ページをご覧ください。4. 今後のスケジュールについてであります。農業委員会委員から説明させていただきます。令和元年12月から令和2年1月で募集要項や評価基準等を公表し委員を公募してまいります。令和2年1月応募者が定数を超過した場合、評価委員会を開催し候補者の評価を行い、令和2年3月、委員選任に対し3月町議会へ同意案件として上程を予定しており、令和2年7月20日任命式において町長より農業委員を任命いたします。次に農地利用最適化推進委員についてでございます。令和元年12月から令和2年1月に農業委員と一緒に公募を行います。その後、農業委員の任命後、第1回の農業委員会総会で委員候補者の承認を経て、任命式において農業委員会より委嘱いたします。なお、応募人数が定数に達しない場合は再募集を行う必要がありますので、本日説明いたしましたスケジュールに若干変更が生じる場合がございますのでご了承のほど、よろしく願いいたします。

以上、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ちょっと前回のときの応募の状況ですね、どれぐらい応募があつて、定数に対してどうやったのかというのを教えていただけますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 14名の農業委員さんに対して、16名の応募があったと思います。
そして最適化推進委員については4名の募集を行いました、3名の応募があり、1名につきましては再度期限を延長して募集のほうを行いました最終的に4名の定員に達したところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)西里地区「ゾーン30」について、理事者の報告を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、西里地区「ゾーン30」について報告させていただきます。
それでは、資料3をお願いいたします。西里地区「ゾーン30」について、を説明させていただきます。平成30年2月6日、西里自治会から自治会内道路における速度規制等の交通安全対策に関する要望書の提出がございました。現在、奈良県警では、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、区域、ゾーンですね、ゾーンを定めて時速30キロの最高速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する「ゾーン30」の整備を推奨されていることから、西里自治会と協議を行い、西里地区「ゾーン30」の整備を進めることとなりました。

奈良県警と整備に向けて協議を行い、「ゾーン30」入口に設置する標識につきましては規制標識となりますことから奈良県警で設置を行い、路面標示は市町村での設置することとなっており、整備の予定は9月末の整備完了を目標とし、計画しているところでございます。

以上、西里地区「ゾーン30」についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 安全対策として、こういう取り組みされるの自体はいいと思うんです。地域から要望があればですね、またこういった形で地域と協議を行いながら対応もしていただきたいというふうに思うんですけども、これ図面つけていただいていますけども、この緑で塗られた部分っていうのは、実際に道路にも着色をして、ここが「ゾーン30」ですよというようなことがわかるような形になっているのでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 こちらのほうにつきましては、緑の部分の道路が「ゾーン30」の区域内に入る道路としてわかりやすく着色させていただいております。

実際に「ゾーン30」とわかる標識等につきましては、この赤四角で書きました各道路の入口に資料右上の「ゾーン30」という路面標示及び真ん中の規制緩和の設置を検討しております。そして中について、「ゾーン30」の区域内ということがわかりにくいということもございますことから、現在考えておりますのは、「ゾーン30」の区域内に資料右下の啓発のプレートの設置等を行ってまいりたいと考えております。

また、この「ゾーン30」につきましては、区域にお住まいの方へ「かるがも作戦」というものをお願いしております。「かるがも作戦」とは「ゾーン30」内にお住まいの方々に「ゆっくり走ろう「ゾーン30」」というマグネットシートを車両の後部に貼り、後続車両に時速30キロをリードするというものであり、地域の方へこれらの参加を呼び掛けてまいりたいと考えております。また近年カーナビにおいても、「ゾーン30」に対応するカーナビも登場しているところでございます。例えばカーナビ内で「ゾーン30」を水色に着色して表示してくれる機能がついていたり、「ゾーン30」の区域を自動的に感知することを選べる機能がついていたりするカーナビもあるということも聞いておりますので、中についてはそういう形の対応でお願いしたいと考えております。

木澤委員 設置していただいでどれぐらい効果があるのかっていうのは、また実施

していただいた後ですね、検証していくことになると思いますが、地域の方とも協議をする中で、また、その後の対応なんかも求められたら、応じていただきますようお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 この「ゾーン30」を設置するのにあたって、流れというのはどういう流れで設置する流れになったんですか、スタートは何やねんやろ。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今回の場合につきましては、西里自治会から西里集落地内に、スピードを出す車が大変多いということで、全体ですね、西里集落全体の中の道路対策を考えれないかというご相談があり、その中で西和警察とも相談した結果、こういった「ゾーン30」というものがありますという紹介の中で「ゾーン30」の規制のほうに進んでいったという流れでございます。

中川委員 この緑色に着色された地図の中でね、こんなところ30キロ以上で走れるのかっていうところ何本もあんなねん、車乗っている人間から言わせたら。藤ノ木古墳から東向いて走っている道路は30以上で走れる、走ってる車もあるかわからへんけどね、この南北の道路なんか狭い道路やんか、そういうところってあんまりそんな30キロ以上で走っている車、車自体走っているの少ないし、ただ、言いたいのは龍田の通り、一般質問でもするように、ああいうところは、地域から声があがってない、私が質問しているだけやから、進まへんということか。

建設農林課長 龍田通りにつきましても、「ゾーン30」というのは十分考えられるところでございますが、今いろいろお話聞かせていただくのは、基本的に龍田通など、1路線としてのご要望でございますので、「ゾーン30」にするためにはそのゾーンをどの範囲まで広げて、そういった区域をどうい

形で設定していくかっていうのが、まず決めていく必要がございますので、地域の、龍田通りになりますと、自治会がたくさんあり、例えば国道から北側をどの範囲決めるか等々を各自治会さんで取りまとめた結果、この全体的な区域というものが示されますと、そういった「ゾーン30」の対策も可能かと思いますが、今現在は警察とも相談する中で龍田通については、路線としての要望ですので、それで言いますと、30キロ規制という形になるかなということで、現在警察と協議を進めているところでございます。

中川委員 先ほどの北五番さんの陳情もあるように、その陳情にも答えられるように考えて、その中で「ゾーン30」を設置していくとかね、そういうことも全体的に考えてもろて、進めていただきたい。

この件に関しては別に反対するものでもないねけど、30キロ以上で走れへん道路いっぱいある。すんません、終わっておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側のほうから何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見がありましたらお受けいたします。 溝部委員。

溝部委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、地籍調査についてちょっと教えていただきたいなと思うんですけども、斑鳩町が未着

手っていうのを拝見したんですけれども、いつからかやる計画というのがあるのかちょっと教えていただきたいなと思うんです。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時55分 休憩)

(午前9時58分 再開)

委員長 再開いたします。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今、県のほうからも地籍調査については実施するよう求められているところであり、今委員がおっしゃったように、未着手市町村ということで現在公表されているのもわかっているんですけども、現在その地籍調査に対する取り組むとなれば人力的なものも、予算的なものもかかることですので、現在それに取り組むか、もう少し取り組むのが先になるか等々に関しましては現在内部で協議しているところでございます。

溝部委員 国からの補助がたぶん95パーセントぐらいあったと思うんですけども、東日本大震災の時とかでもすごい地殻変動とかがあった時に、土地そのあとにそういうことがあって役立つというのを聞いたことがあったので、今後南海トラフとかの災害とかもいつ起こるかわからないので、斑鳩町としてもぜひ取り組んでいただけたらなというふうをお願いいたします。

委員長 中川委員。

中川委員 それ、今、溝部委員95パーセント国の補助出る言うてはんねけど、斑鳩町の面積からいったら、町の負担ってどれぐらいになんの。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 補助につきましては、登記とか立ち会いの業者に部分的に委託したりする委託業務等々につきましてはの補助は当然あるのはあるんですけども、それにかかる人件費、町職員も当然1人でそういった地籍調査を進めていくことはできませんので、複数の人間が必要になってくると思います。そういった職員のお金につきましては、当然国の対象ではございませんので、そういった部分も十分考えながら検討していく必要があると考えており、ちょっと今単純に、単純に言いますか、ちょっとうちもまだ詳しく調べていない状況の中で、斑鳩町全体でいくらの費用がかかるというのは、ちょっと掴んでいないところでございます。

委員長 他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。
暫時休憩します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長 再開いたします。

ただ今、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、

よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、「治水事業の推進について」をテーマに、東大阪市の花園多目的遊水池を視察先に選ばせていただきました。視察日は10月24日(木)ですが、遊水池は降雨等の影響により見学ができない場合がありますので11月1日(金)を予備日としたいと考えております。

ただいま申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書にもとづき、手続きをとっていただきますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午前10時04分 閉会)